

3 平均賃金

(1) 全常用労働者の平均賃金（集計表 第3表一①②）

令和6年7月の全常用労働者（役付者を含む。）の平均賃金は、所定時間内賃金が357,690円、所定時間外賃金が36,560円となり、合計で394,250円（平均年齢44.7歳、平均勤続年数12.5年）であった。労働組合の有無別にみると、労働組合が「なし」と回答した企業は「あり」と回答した企業に比べ、所定時間内賃金で3,448円（1.0%）高くなっている。所定時間内賃金は「100～299人」が最も高くなっている。

また、令和5年の全常用労働者の年間給与支払額（所定時間外賃金、賞与等を含む。）の平均額は5,353,904円であった。

<図表3-1>全常用労働者の平均賃金

【単位：歳、年、円】

	平均年齢	平均勤続年数	令和6年7月1か月の平均賃金			令和5年 年間給与 支払額
			所定時間内 賃金	うち通勤手当	所定時間外 賃金	
調査産業計	44.7	12.5	357,690	12,312	36,560	5,353,904
労組あり	48.3	14.6	354,656	13,506	53,752	5,561,623
労組なし	44.2	12.3	358,104	12,149	34,121	5,324,372
10～49人	44.3	12.0	349,886	12,083	28,414	5,208,779
50～99人	43.9	11.5	346,186	13,042	44,066	5,004,504
100～299人	46.0	14.5	381,933	11,989	42,199	5,913,226

前回調査結果と比較すると、所定時間内賃金は22,084円（△5.8%）減少し、所定時間外賃金は9,260円（33.9%）増加した。また、令和5年の年間給与支払額は令和4年より323,823円（△5.7%）下回った。

<図表3-2>平均賃金の推移

【単位：円、%】

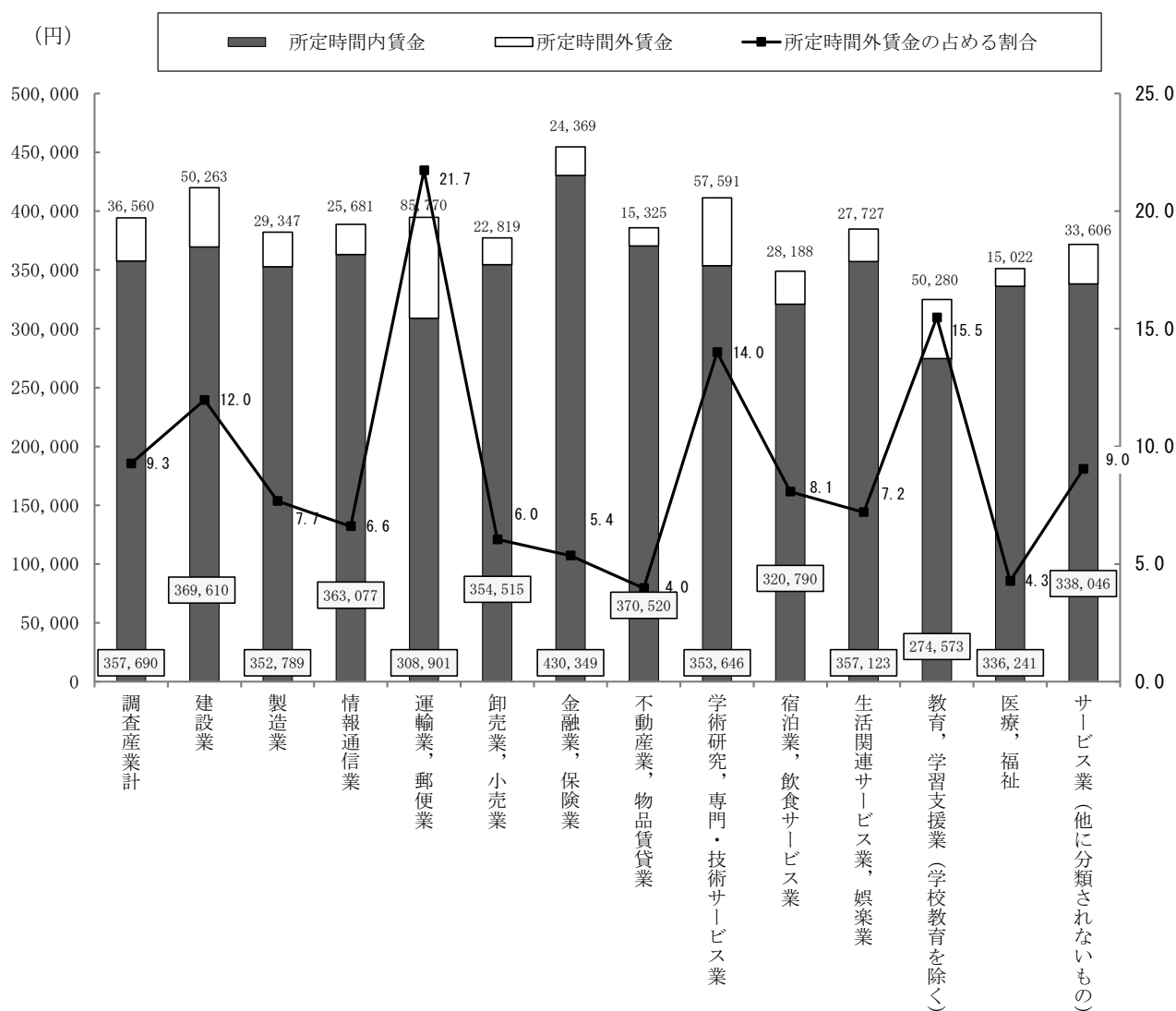
調査年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
所定時間内賃金	346,678	348,159	351,957	348,306	346,055	350,477	349,759	363,904	379,774	357,690
対前年比	△1.9	0.4	1.1	△1.0	△0.6	1.3	△0.2	4.0	4.4	△5.8
所定時間外賃金	32,752	36,555	34,617	35,749	36,611	29,803	30,467	32,453	27,300	36,560
対前年比	0.5	11.6	△5.3	3.3	2.4	△18.6	2.2	6.5	△15.9	33.9
賃金計	379,430	384,714	386,574	384,055	382,666	380,280	380,226	396,357	407,074	394,250
対前年比	△1.7	1.4	0.5	△0.7	△0.4	△0.6	△0.0	4.2	2.7	△3.2
年間給与支払額 (源泉徴収票の支払金額)	5,355,812	5,475,097	5,341,120	5,399,265	5,507,107	5,178,563	5,582,454	5,677,727	5,353,904	-
対前年比	2.1	2.2	△2.4	1.1	2.0	△6.0	7.8	1.7	△5.7	-

(2) 産業別平均賃金（集計表 第3表-①）

所定時間内賃金（通勤手当含む。）では「金融業、保険業」が最も高く430,349円、次いで「不動産業、物品賃貸業」370,520円、「建設業」369,610円、の順となっている。所定時間内賃金が最も低い産業は「教育、学習支援業（学校教育を除く）」で274,573円であった。

所定時間外賃金の高い産業を見ると、「運輸業、郵便業」85,770円、「学術研究、専門・技術サービス業」57,591円、「教育、学習支援業（学校教育を除く）」50,280円の順になっており、賃金総額における所定時間外賃金の占める割合は「運輸業、郵便業」が21.7%と最も高くなっている。

<図表3-3>平均賃金の産業別比較



(3) 男女別平均賃金 (集計表 第3表-③)

所定時間内賃金では男性 381,023 円 (平均年齢 46.2 歳、平均勤続年数 13.6 年)、女性 304,848 円 (平均年齢 41.4 歳、平均勤続年数 10.1 年) であり、女性の所定時間内賃金は男性の 80.0% となっている。これを産業別にみると「医療、福祉」(96.1%)、次いで「運輸業、郵便業」(87.4%) の順に男女間の所定時間内賃金の差が小さくなっている。一方、「金融業、保険業」(69.9%)、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」(71.8%) の順に男女間の所定時間内賃金の差が大きくなっている。

<図表 3-4> 男女別平均賃金

